

# 熊本県公報

第11974号  
平成23年1月11日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○障害者自立支援法に基づき事業者の指定事項の変更……………	(障害者支援総室)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	(高齢者支援課)	2
○指定居宅サービス事業者の指定……………	( 〃 )	2
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	( 〃 )	2
○指定居宅サービス事業者の指定……………	( 〃 )	3
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	( 〃 )	3
○指定居宅サービス事業者の指定……………	( 〃 )	3
○平成23年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営 保守業務委託に係る一般競争入札の参加資格等……………	(情報企画課)	3
○障害者自立支援法に基づき事業者の辞退……………	(障害者支援総室)	4
○障害者自立支援法に基づき事業者の廃止……………	( 〃 )	5
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課)	5
○保安林の指定に関する予定……………	( 〃 )	6
○保安林の指定に関する予定……………	( 〃 )	6
○保安林の指定に関する予定……………	( 〃 )	6
○保安林の指定に関する予定……………	( 〃 )	7
○平成22年度熊本県家畜商講習会の開催……………	(畜産課)	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の指定……………	(社会福祉課)	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の廃止……………	( 〃 )	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の変更……………	( 〃 )	10
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(高齢者支援課)	10
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	( 〃 )	10
○指定居宅サービス事業者の指定……………	( 〃 )	11
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	( 〃 )	11
○指定居宅介護支援事業者の指定……………	( 〃 )	11
○種畜証明書の交付……………	(畜産課)	11
○障害者自立支援法に基づき事業者の指定……………	(障害者支援総室)	12
○救急医療機関に関する認定……………	(医療政策総室)	12
○道路の区域変更……………	(道路保全課)	12
○道路の区域変更……………	( 〃 )	12
○道路の供用開始……………	( 〃 )	13
○道路の供用開始……………	( 〃 )	13
<b>公 告</b>		
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出……………	(商工振興金融課)	14
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出……………	( 〃 )	14
○平成23年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営 保守業務委託に係る一般競争入札の実施……………	(情報企画課)	15
○道路の位置指定の公告……………	(建築課)	18
○土地改良区役員退任の公告……………	(農村計画・技術管理課)	19
<b>登 載 依 頼</b>		
○平成22年度第4回熊本県男女共同参画審議会の開催……………	(熊本県男女共同参画審議会)	19
○第43回熊本県環境審議会の開催……………	(熊本県環境審議会)	19
○平成22年度第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門 部会の開催……………	(鹿本地域保健医療推進協議会)	20

## 告 示

## 熊本県告示第8号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
NPO法人グローバル園芸療法センター グローバルエコパーク作業所 就労継続支援B型	事業所の名称	エコパーク水俣ナーサリー	グローバルエコパーク作業所	平成22年6月1日

## 熊本県告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護みどり 八代市鏡町内田字竜宮718番地4	輪光株式会社	平成23年1月5日

## 熊本県告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護みどり 八代市鏡町内田字竜宮718番地4	輪光株式会社	平成23年1月5日

## 熊本県告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター心の花 玉名郡長洲町大字長洲2339番地1	社会福祉法人池修会	平成23年1月1日

## 熊本県告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター心の花 玉名郡長洲町大字長洲2339番地1	社会福祉法人池修会	平成23年1月1日

熊本県告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護みどり 八代市鏡町内田字竜宮718番地4	輪光株式会社	平成23年1月5日

熊本県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護みどり 八代市鏡町内田字竜宮718番地4	輪光株式会社	平成23年1月5日

熊本県告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター米之家 宇城市小川町北新田475番地4	株式会社八十八	平成23年1月5日

熊本県告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター米之家 宇城市小川町北新田475番地4	株式会社八十八	平成23年1月5日

熊本県告示第17号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

平成23年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託

- 2 入札参加資格  
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定による審査のうち、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げる  
 ところにより、要綱第 5 条第 1 項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱第 3 条第 1 項に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）により必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先  
 熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から平成 23 年 1 月 28 日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
 ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 24 年 1 月 4 日から平成 24 年 1 月 31 日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第 18 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 47 条の規定により次の特定旧法指定施設等から指定の辞退があったので、同法第 51 条の規定により公示する。  
平成 23 年 1 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定辞退年月日	事業所番号	サービスの種類
第二天水学園 玉名市天水町小天 6645-1	社会福祉法人 若宮福祉会 玉名市天水町小天 6640 國友 龍	平成 23 年 1 月 31 日	4310400066	知的障害者通所授産施設
友愛育成園 熊本市壺川 2 丁目 1 番 57 号	社会福祉法人 同胞友愛会 熊本市壺川 2 丁目 1 番 57 号 松村 登美	平成 23 年 3 月 31 日	4310100302	知的障害者通所授産施設
くまもと江津湖通園センター 熊本市画図町重富 字餅溝 575 番地	社会福祉法人 志友会 葦北郡芦北町大字葦北 2813 番地 篠原 千鶴	平成 23 年 3 月 31 日	4312440227	知的障害者通所更生施設
あさひヶ丘 球磨郡相良村深水 2500-65	社会福祉法人 ひまわり会 球磨郡相良村深水 2500-65 山口 秀俊	平成 23 年 3 月 31 日	4311840013	知的障害者通所授産施設

八代学園 八代市二見本町2 40番	社会福祉法人 八代愛 育会 八代市二見本町240 番 古田 利成	平成23年 3月31日	4310200094	知的障害 者更生施 設
すみれ園 熊本市植木町米塚 70番地	社会福祉法人 県北会 熊本市植木町米塚70 番地 荒木 正年	平成23年 3月31日	4312000013	知的障害 者更生施 設
第二おぐに学園 阿蘇郡小国町宮原 2617番地	小国町 阿蘇郡小国町宮原15 67-1 北里 耕亮	平成23年 3月31日	4311350039	障害者支 援施設

**熊本県告示第19号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者等から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
八代学園短期入所事業所 八代市二見本町2 40番	社会福祉法人 八代愛 育会 八代市二見本町240 番 古田 利成	平成23年 3月31日	4310200094	短期入所
すみれ園短期入所事業所 熊本市植木町米塚 70番地	社会福祉法人 県北会 熊本市植木町米塚70 番地 荒木 正年	平成23年 3月31日	4312000013	短期入所
第二おぐに学園 阿蘇郡小国町宮原 2617番地	小国町 阿蘇郡小国町宮原15 67-1 北里 耕亮	平成23年 3月31日	4311350039	短期入所
第一小国学園 阿蘇郡小国町宮原 2617番地	小国町 阿蘇郡小国町宮原15 67-1 北里 耕亮	平成23年 3月31日	4311310033	短期入所
第二おぐに学園グループホーム・ケアホーム事業所 阿蘇郡小国町宮原 2617番地	小国町 阿蘇郡小国町宮原15 67-1 北里 耕亮	平成23年 3月31日	4321310023	共同生活 介護 共同生活 援助
第二おぐに学園相談支援センター 阿蘇郡小国町宮原 2617番地	小国町 阿蘇郡小国町宮原15 67-1 北里 耕亮	平成23年 3月31日	4331300022	相談支援

**熊本県告示第20号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字色見字阿蘇岳3412番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度、次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第21号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里字西ノ谷1308番3の8、1308番3の9
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西ノ谷1308番3の8・1308番3の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第22号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字中原字小波瀬3642番27、3642番37、3642番38
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小波瀬3642番37、3642番27・3642番38（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第23号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字尾下字橋ノ本752番2、756番1、771番、字北具右784番、808番、809番、807番1（次の図に示す部分に限る。）

- す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字橋ノ本756番1・771番・字北具右784番・809番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第24号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村大字宮山字医王寺向721番3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第25号**

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成22年度熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。  
平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の目的  
家畜の取引業務に関し、必要な知識を習得させる。
- 2 講習の対象者  
家畜商の免許を受けて家畜の取引業務に従事しようとする者
- 3 講習会の期日及び場所
  - (1) 講習会の開催日時  
平成23年2月16日（水）及び同月17日（木）  
午前8時50分から午後5時まで
  - (2) 講習会の開催場所  
熊本県立農業大学校 教育棟2階視聴覚室（合志市栄3805）
  - (3) その他  
6の「講習の特例措置」に該当する場合は、2月17日（木）のみの受講で可（16日（水）の講習科目はすべて免除科目）
- 4 講習の内容及び時間
  - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
  - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
  - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 5 受講の申込方法
  - (1) 受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書（様式第1号）に講習会受講手数料3,300円（熊本県収入証紙）及び写真2枚（申請前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル×横3センチメートル程度のもの）を添えて、平成23年1月31日（月）までに所管地域振興局農業普及・振興課（熊本市に住所を有する者には、熊本農政事務所農業普及・振興課）に提出すること。
  - (2) 受講の申込みをした者には、家畜商講習会受講票を交付する。
  - (3) 納付した手数料は、返還しない。

- 6 講習の特例措置  
家畜商法施行令（昭和 28 年政令第 252 号）第 1 条の 4 第 1 項ただし書の規定に基づき、獣医師の免許を有する者及び家畜人工授精師の免許を有する者で講習の特例措置（一部免除）の適用を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書（様式第 1 号）に添付すること。
- 7 修了証明書の交付  
講習会の課程を修了した者には、講習会終了後、修了証明書を交付する。
- 8 その他
  - (1) 講習会当日は、講習開始 20 分前までに会場に集合し、受付に家畜商講習会受講票を提出すること。
  - (2) 受講者は、筆記用具を持参すること。
  - (3) 講習会テキスト（参考書）は、講習会当日に受付で販売する。  
（「最新 家畜取引の知識 改訂版」（消費税込み 3,000 円）を使用予定）

（様式第 1 号）

### 家畜商講習会受講申込書

年 月 日

熊本県知事 様

（申込者）

現住所

ふりがな

氏 名

印

生年月日

年 月 日

家畜商法第 4 条の 2 第 1 項の規定による講習会を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。

#### 熊本県告示第 26 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 23 年 1 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



## (医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
芦北とりかい眼科	葦北郡芦北町芦北2413番地1	平成22年11月1日
医療法人 弘仁会 苓北クリニック	天草郡苓北町志岐123番地2	平成22年11月1日

## (歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
さくら歯科医院	球磨郡錦町西3287番地32	平成22年11月1日

## (調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ダン調剤薬局	八代市古閑上町13番地1	平成22年12月1日

## (訪問看護)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
訪問看護ステーション いちょう並木	人吉市宝来町12番地7	平成22年12月15日

## 熊本県告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
あしきた中央眼科	葦北郡芦北町芦北2413番地1	平成22年10月19日
苓北病院	天草郡苓北町志岐123番地2	平成22年11月1日

## (歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
ほのか歯科小児歯科医院	玉名郡南関町上坂下3559番地2	平成22年12月13日
医療法人アンプル原デ ンタルクリニック錦	球磨郡錦町西3287番地32	平成22年11月1日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
高階誠心堂 出町調剤薬局	人吉市上青井町 1 6 7 番地	平成 2 2 年 9 月 3 0 日

**熊本県告示第 2 8 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
仁誠会クリニック 大津	名 称		平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日
	大津第一クリニック	仁誠会クリニック大津	
宮島医院	所 在 地		平成 2 2 年 1 2 月 1 日
	葦北郡芦北町花岡 1 8 4 6 番地 3	葦北郡芦北町佐敷 3 4 8 番地 1	

(調剤)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
総合病院前調剤薬局	所 在 地		平成 2 2 年 1 1 月 1 日
	八代市松江城町 3 番 1 9 号	八代市松江城町 3 番 4 2 号	
はなおか調剤薬局	所 在 地		平成 2 2 年 1 2 月 1 日
	葦北郡芦北町花岡 1 8 4 6 番地 1 4	葦北郡芦北町佐敷 3 4 8 番地 3	

**熊本県告示第 2 9 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション米之家 宇城市小川町北新田 4 7 5 番地 4	株式会社八十八	平成 2 3 年 1 月 5 日

**熊本県告示第 3 0 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション米之家 宇城市小川町北新田475番地4	株式会社八十八	平成23年1月5日

熊本県告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターしみず 熊本市清水亀井町1-26	特別医療法人萬生会	平成23年1月1日

熊本県告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターしみず 熊本市清水亀井町1-26	特別医療法人萬生会	平成23年1月1日

熊本県告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所しみず 熊本市清水亀井町1-26	特別医療法人萬生会	平成23年1月1日

熊本県告示第34号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

検査日	種畜証明書 番号（平2 2熊本県臨）	名号	品種	検査 成績	飼養者	検査 場所
平成22年 12月20 日（月）	第8号	プライセス ウエル カム アンデイ E T	ホルスタ イン種	2級	社団法人 家畜改良事 業団 熊本 種雄牛セン ター	阿蘇郡 西原村
	第9号	エンドリツチ ブラ ツク プラネット レオ	ホルスタ イン種	2級		
	第10号	テーウエーブ E M ジバング ET	ホルスタ イン種	2級		
	第11号	ウチ ロミオ アメ ル エマ	ホルスタ イン種	2級		

**熊本県告示第35号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ケアサポートはまちどり 水俣市浜町一丁目8番14号	NPO法人はまちどり 水俣市浜町一丁目8番14号 中村 倭文夫	平成23年 1月10日	4310700150	居宅介護・ 重度訪問介護

**熊本県告示第36号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。  
平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
荒尾市民病院	荒尾市荒尾2600番地	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
公立玉名中央病院	玉名市中1950番地	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで
国民健康保険和水町立病院	玉名郡和水町江田4040番地	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで

**熊本県告示第37号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成23年1月11日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
			後			
一般国道	325号	菊池市森北字迫畑 1078番1地先から 同市森北字山ノ下 1057番3地先まで	前	0.0 ～ 0.0	0.0	交通連 携国道 (取付 道路)
			後	9.0 ～ 14.2		

2 区域を変更する期日 平成23年1月11日

**熊本県告示第38号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成23年1月11日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字滝尾字田迎 346番1地先から 同町大字滝尾字六地藏 389番2地先まで	前	8.6 ～ 15.5	392.4	地基創 交安 (歩道 整備)
			後	12.3 ～ 17.3		

2 区域を変更する期日 平成23年1月11日

**熊本県告示第39号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年1月11日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	下益城郡美里町岩野字南平 1685番地先から 同所 1713番地先まで	160.7	地基創 改（改 築に伴 う拡幅）
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町坂本 4691番地先から 同所 4161番20地先まで	52.0	道路法 第24 条工事 (仮設 道路)

2 供用を開始する期日 平成23年1月11日

**熊本県告示第40号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年1月11日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	501号	熊本市中島町字荒田 1065番地先から 同市無田口町字居屋敷 1710番地先まで	241.8	活力基 盤改築 (部分 供用)
		熊本市並建町字中道 756番地先から 同所 814番1地先まで	125.0	活力基 盤改築 (新道 の部分 供用)
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町甲佐平字山下 3206番1地先から 同所 3302番地先まで	78.4	単防災 (法面 保護)

2 供用を開始する期日 平成23年1月11日

公 告

熊本県公告第 1 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリホームセンター本渡店 本館  
天草市亀場町食場字長フケ 8 0 5 - 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コメリ 代表取締役社長 捧雄一郎	新潟市南区清水 4 5 0 1 番地 1

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 2 3 年 8 月 1 7 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2, 9 8 6 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 8 5 台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
店舗入口西側 1 0 台  
店舗入口東側 1 0 台 合計 2 0 台（資材館と共用）
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物東側 9 1 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内東側 2 4 立方メートル（資材館と共用）
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 9 時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 6 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2 箇所 建物敷地北側及び西側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 1 0 時まで
- 7 届出年月日  
平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び天草地域振興局総務振興課  
平成 2 3 年 1 月 1 1 日から平成 2 3 年 5 月 1 1 日まで

熊本県公告第 1 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリホームセンター本渡店 資材館  
天草市亀場町食場字鶴田 7 9 7 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コメリ 代表取締役社長 捧雄一郎	新潟市南区清水 4 5 0 1 番地 1

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 2 3 年 8 月 1 7 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1, 8 6 1 平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 29台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
本館店舗入口西側 10台  
本館店舗入口東側 10台 合計20台（本館と共用）
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北側 65平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
本館建物内東側 24立方メートル（本館と共用）
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分～午後9時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
1箇所 建物敷地東側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日  
平成22年12月16日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び天草地域振興局総務振興課  
平成23年1月11日から平成23年5月11日まで

熊本県公告第14号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
平成23年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託
  - (2) 委託業務の内容等  
別に定める「要求仕様書」のとおり
  - (3) 委託期間  
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
  - (4) 入札金額  
入札書に記載する金額は、平成23年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務に要する費用の総額とする。  
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
  - (5) 最低制限価格等の設定  
ア 本競争入札には、最低制限価格を設けていない。  
イ 本競争入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けている。
  - (6) その他  
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。  
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
 

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による審査のうえ、入札参加有資格者として要綱第6条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「情報処理業務（情報システム全般の設計、維持管理）」に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。  
ア 審査申請の受付期間  
公告の日から平成23年1月28日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。  
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先  
 熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581

ウ 申請の方法  
 要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、持参又は郵送（郵便書留に限る。）により提出すること。  
 なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。

エ 資格審査結果の通知

- 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去に広域的なネットワーク（WAN）等の監視業務等の実績があること。

3 入札参加のための確認申請

本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)までに示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。  
 なお、期限までに申請書を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(1) 提出方法及び提出場所

ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
 申請書を電子入札システムにより提出すること。  
 なお、確認資料の容量が3メガバイトを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。

イ 紙入札方式による入札（書面による入札をいう。以下同じ。）参加の場合

- 申請書を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。
- なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間  
 平成23年2月4日（金）の午後5時までに提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加の場合は、当該期限の日までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 確認結果の通知  
 確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所  
 熊本県企画振興部情報企画課電子県庁管理班（県庁行政棟新館9階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2143  
 ファックス番号 096-381-8211
- (2) 要求仕様書

ア 閲覧（交付）の場所  
 電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。

イ 閲覧（交付）の期間  
 公告の日から平成23年2月23日（水）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 入札の日時及び場所

ア 電子入札システムによる入札  
 3の(3)記載の確認結果の通知を受けた時から平成23年2月23日（水）午後5時までに入札すること。

イ 紙入札方式による入札

- (ア) 日時 平成23年2月24日（木）午前10時
- (イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 熊本県企画振興部情報企画課（県庁行政棟新館9階）
- (4) 開札の日時及び場所  
 4の(3)のイに同じ。
- (5) 再入札  
 開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。



- 再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた時から平成23年2月24日（木）午前11時まで電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合  
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。ただし、入札参加者側のシステム障害等やむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの紙入札方式による入札によるものとする。
- イ 紙入札方式による入札の場合  
別に定める「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。ただし、代理人をして入札するときは、別に定める「委任状」を入札書と同時に提出すること。  
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成23年2月23日（水）までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- (ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
- (イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法  
開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札方式による入札により入札に参加した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (3) 入札の回数  
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。  
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式による入札により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。  
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
  - ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
  - エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
  - オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
  - キ 入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
  - ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
  - ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札
  - コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - サ 明らかに連合によると認められる入札
  - シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他  
要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。



- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 55.45メートル
- 6 指定年月日 平成22年12月6日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第39号

**熊本県公告第16号**

熊本市に事務所を置く白川西南部土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成23年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任 理事	古閑 久恭	熊本市沖新町854番地

**登載依頼****熊本県男女共同参画審議会公告第29号**

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年1月11日

熊本県男女共同参画審議会会長

- 1 開催日時  
平成23年1月18日（火）  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議事  
第3次熊本県男女共同参画計画の計画素案について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県男女共同参画審議会事務局（熊本県総務部男女参画・協働推進課）  
（電話 096-333-2287）

**熊本県環境審議会公告第6号**

第43回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年1月11日

熊本県環境審議会  
会長 篠原亮太

- 1 開催日時  
平成23年1月17日（月） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 会議内容  
(1) 審議事項  
ア 第三次熊本県環境基本指針・第四次熊本県環境基本計画の策定  
イ 熊本県廃棄物処理計画（平成23年度～27年度）の策定  
(2) 報告事項  
ア 生物多様性くまもと戦略（仮称）の策定  
イ 第10次鳥獣保護事業計画の変更  
ウ 熊本県立自然公園条例及び熊本県自然環境保全条例の一部改正  
エ 平成22年度第1回及び第2回温泉部会に係る決議事項
- 4 傍聴者の定員

- 5人  
5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、会場にて午後1時から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）  
（電話096-383-1111内線7322）

---

**鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成22年度第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年1月11日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成23年1月19日（水）午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所  
山鹿市山鹿465-2  
熊本県山鹿保健所会議室
- 3 議題  
(1) 救急告示医療機関の更新審査について  
(2) 新型インフルエンザ対策について  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
山鹿市山鹿465-2  
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
（熊本県山鹿保健所総務企画課内）  
（電話0968-44-4121）